

座間市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(平成 29 年 1 月 4 日告示第 2 号)

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成 27 年座間市告示第 146 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づく、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人及び社会福祉事業を営む他の事業主体をいう。以下同じ。)がその社会的役割に鑑み、低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護受給者等に対して行う利用者負担額の軽減に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 利用者負担額の軽減(以下「軽減」という。)の対象とする者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する保護を受けている者(以下「生活保護受給者」という。)

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている者(以下「支援給付受給者」という。)

(3) 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(平成 25 年厚生労働省告示第 174 号)、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(平成 26 年厚生労働省告示第 136 号)又は生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 227 号)により生活保護が廃止された者であって、廃止時点で本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き次号に該当するもの

(4) 市町村民税世帯非課税であって、次の全ての要件を満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認める者

ア 年間収入が、単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。

イ 預貯金等の額が、単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

オ 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険導入に伴うホームヘルプサービス利用者に対する支援措置実施要綱(平成 12 年座間市告示第 60 号)又は障害者のホームヘルプサービス利用者に対する支援措置実施要綱(平成 12 年座間市告示第 61 号)に規定する利用者負担軽減措置が適用されている者は、対象者としな~~い~~。ただし、市長が特に認める者については、この限りでない。

3 第 1 項又は前項ただし書の規定にかかわらず、介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)

第 13 条に規定する旧措置入所者で次条に規定する利用者負担額(ユニット型個室に係る居住費を除く。)の自己負担割合が 5 パーセント以下のものは、対象者としな

(軽減の対象となる費用)

第 3 条 軽減の対象となる費用は、次に掲げるサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、第 3 号、第 9 号、第 11 号及び第 12 号については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者予防サービス費が支給されている場合に限る。

- (1) 法第 8 条第 2 項の訪問介護
- (2) 法第 8 条第 7 項の通所介護
- (3) 法第 8 条第 9 項の短期入所生活介護
- (4) 法第 8 条第 14 項の地域密着型通所介護
- (5) 法第 8 条第 15 項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (6) 法第 8 条第 16 項の夜間対応型訪問介護
- (7) 法第 8 条第 18 項の認知症対応型通所介護
- (8) 法第 8 条第 19 項の小規模多機能型居宅介護
- (9) 法第 8 条第 22 項の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 法第 8 条第 23 項の複合型サービス
- (11) 法第 8 条第 27 項の介護福祉施設サービス
- (12) 法第 8 条の 2 第 7 項の介護予防短期入所生活介護
- (13) 法第 8 条の 2 第 13 項の介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 法第 8 条の 2 第 14 項の介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イの第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が介護給付と同様のものに限る。)
- (16) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロの第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が介護給付と同様のものに限る。)

(軽減の程度)

第 4 条 軽減の程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者 居住費(従来型個室、ユニット型準個室及びユニット型個室に限る。)の全額
- (2) 第 2 条第 1 項第 3 号に該当する者 居住費以外に係る利用者負担額にあつては 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)、居住費にあつては全額
- (3) 第 2 条第 1 項第 4 号に該当する者 利用者負担額の 4 分の 1(ただし、老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)

(申請)

第 5 条 社会福祉法人等から軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、社会福祉法人等利用者負担額軽減適用確認申請書に収入・資産等申告書その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(軽減対象者の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、及び速やかに社会福祉法人等利用者負担額軽減対象決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(確認証の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定により軽減の決定を受けた者(以下「認定者」という。)に対して、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(確認証の適用年月日及び有効期限)

第 8 条 確認証の適用年月日は、申請日の属する月の初日とする。

2 確認証の有効期限は、申請日の属する月の初日から最初に到来する 7 月 31 日までとする。

(確認証の更新)

第 9 条 確認証の更新を希望する認定者は、有効期限の満了の日の 1 月前から第 5 条の規定による申請をすることができる。

2 前項の確認証の交付については、第 7 条の規定を準用するものとする。

3 前項の規定により交付された確認証の適用年月日は、前条第 1 項の規定にかかわらず、申請日の属する年度の 8 月 1 日とする。

(確認証の再交付)

第 10 条 認定者は、確認証を紛失し、又は破損したときは、確認証の再交付を市長に申請することができる。

2 前項に規定する申請は、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証再交付申請書により行わなければならない。

(確認証の提示)

第 11 条 認定者は、社会福祉法人等から第 3 条各号に掲げるいずれかの介護サービスの提供を受けるときは、当該社会福祉法人等に対し確認証を提示しなければならない。

2 前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、確認証の内容に基づき軽減を行うものとする。

(記載事項等の変更)

第 12 条 認定者は、確認証の記載事項等に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(確認証の返還)

第 13 条 認定者は、第 2 条第 1 項又は第 2 項ただし書に規定する者でなくなったときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

(軽減の取消し)

第 14 条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該認定者の軽減の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により認定者となったことが明らかになったとき。

(2) 第 2 条第 1 項又は第 2 項ただし書に規定する者に該当しなくなったことにより、軽減を受けることが不相当と認められるとき。

(軽減に係る補助)

第 15 条 市長は、第 11 条第 2 項の規定により利用者負担の軽減を行った社会福祉法人等に対し、座間市補助金等の交付に関する規則(平成 6 年座間市規則第 6 号。以下「補助金規則」という。)の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助額の算定は、社会福祉法人等の事業所又は施設を単位として行うものとする。

3 補助額は、次の表の左欄に掲げる対象サービスの区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

対象サービス 補助額

第 3 条第 1 号から第 8 号まで、第 10 号及び第 12 号から第 16 号までに掲げるサービス この告

示により利用者負担額を軽減した額(以下「軽減額」という。)が、当該事業所又は当該施設の本来受領すべき総利用者負担額(軽減対象者を含む。)の 1 パーセントを超える部分の額について 2 分の 1 の額

第 3 条第 9 号及び第 11 号に掲げるサービス 軽減額のうち、当該事業所又は当該施設の本来受領すべき総利用者負担額(軽減対象者を含む。)の 10 パーセントを超える部分の額について全額補助とし、それ以外の部分の額については当該事業所又は当該施設が本来受領すべき総利用者負担額(軽減対象者を含む。)の 1 パーセントを超える部分の額について 2 分の 1 の額

(補助金交付の要望)

第 16 条 補助金規則第 5 条第 1 項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(実施細目)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。